

三重県企業庁が発注する請負工事のうち、「水道施設整備費に係る歩掛表」【厚生労働省】を適用する請負工事については、下記のとおり諸雑費及び端数処理を行うこととします。

記

1 諸雑費及び端数処理

(1) 諸雑費

「水道施設整備費に係る歩掛表」に記載のとおり適用する。

(2) 端数処理

工事価格以外は、「水道施設整備費に係る歩掛表」に記載のとおり適用する。

工事価格は、1,000 円単位とする。工事価格の 1,000 円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の 1,000 円未満の金額を除いた額を計上する。

	水道施設整備費に係る歩掛表	企業庁の運用
1) 諸雑費		
①単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの）	単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字 4 桁になるように所定の諸雑費率以内で端数を計上	水道施設整備費に係る歩掛表と同じ
②単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合）	単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字 4 桁になるように端数を計上	
2) 端数処理		
①単価表の各構成要素の数量×単価＝金額	小数第 2 位まで (3 位以下は切り捨て)	水道施設整備費に係る歩掛表と同じ
内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額	1 円まで (1 円未満は切り捨て)	
②歩掛における計算結果の端数処理（各々に定めのある場合を除く）	小数第 3 位まで (4 位以下を四捨五入)	
③共通仮設費（率計上の金額）	1,000 円単位 (1,000 円未満は切り捨て)	
④現場管理費	1,000 円単位 (1,000 円未満は切り捨て)	
⑤工事価格	10,000 円単位 (工事価格の 10,000 円単位での調整は、一般管理費等で行う。一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の 10,000 円未満の金額を除いた額を計上。)	1,000 円単位 (工事価格の 1,000 円単位での調整は、一般管理費等で行う。一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の 1,000 円未満の金額を除いた額を計上。)

 「水道施設整備費に係る歩掛表」と運用が異なる箇所